

京都市監査規程の全部を改正する規程を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市監査委員 内 海 貴 夫

同 日 置 文 章

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

京都市監査委員規程第 1 号

京都市監査規程の全部を改正する規程

京都市監査規程の全部を次のように改正する。

京都市監査規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 監査等の実施（第 4 条～第 11 条）

第 3 章 監査等の結果（第 12 条～第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方自治法（以下「法」という。）、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）その他別に定めがあるもののほか、法、地方公営企業法又は財政健全化法の規定により監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 監査委員は、監査等の実施を通じて公正で能率的な行政運営の確保に寄与す

るとともにその透明性の向上を図り、もって地方自治の本旨の実現に資することを旨として、職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、職務を遂行するに当たっては、違法又は不正の指摘にとどまらず、前項の目的を達成する上で指導的な役割を果たすことに重点を置くものとする。
- 3 監査委員は、常に市政の動向及び社会一般の情勢に留意し、適時かつ積極的に権限を行使するものとする。
- 4 監査委員は、適切な計画に基づき効率的かつ効果的に監査等を実施するとともに、相互に有機的な関連を持たせ、総合して成果が挙がるよう調整運用するものとする。
- 5 監査委員は、法令、条例、規則その他の規程及び予算並びに社会通念に照らし、厳正かつ的確に監査等を実施するものとする。

(監査等の名称)

第3条 次の各号に掲げる監査等については、それぞれ当該各号に掲げる名称を用いるものとする。

- (1) 法第199条第1項及び第4項の規定による監査 定期監査
- (2) 法第199条第1項及び第5項の規定による監査（第5号イに掲げるものを除く。） 随時監査
- (3) 法第199条第2項の規定による監査 行政監査
- (4) 法第199条第6項の規定による監査 市長の要求に基づく監査
- (5) 次に掲げる監査 財政援助団体等監査
 - ア 法第199条第7項の規定による監査
 - イ 法第199条第1項及び第5項の規定による監査で、同条第7項に規定する財政的援助、出資、保証、信託又は公の施設の管理（アの監査に係るものに限る。）に係る本市の財務に関する事務の執行について、アの監査と併せて実施するもの

- (6) 法第 75 条第 3 項の規定による監査 住民の直接請求に基づく監査
- (7) 法第 98 条第 2 項の規定による監査 議会の請求に基づく監査
- (8) 法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査
公金の収納又は支払の事務に関する監査
- (9) 法第 242 条第 4 項の規定による監査 住民監査請求に基づく監査
- (10) 法第 243 条の 2 第 3 項(地方公営企業法第 34 条において準用する場合を含む。)の
規定による監査及び決定 職員の賠償責任に関する監査
- (11) 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査 例月出納検査
- (12) 法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による審査
決算審査
- (13) 法第 241 条第 5 項の規定による審査 基金運用状況審査
- (14) 財政健全化法第 3 条第 1 項の規定による審査 健全化判断比率審査
- (15) 財政健全化法第 22 条第 1 項の規定による審査 資金不足比率審査

第 2 章 監査等の実施

(計画の策定)

第 4 条 監査委員は、年間監査計画（年間における監査（定期監査，行政監査及び財政援助団体等監査に限る。），検査及び審査の実施に関する計画をいう。）及び個別監査実施計画（実施しようとする監査等の対象，実施期間，方法等に関する計画をいう。）を策定し，これらに基づき監査等を実施する。

2 前項の年間監査計画のうち監査に係る部分は，中期的な観点に基づく実施の見通しを考慮して定めるものとする。

(報告の徴収)

第 5 条 監査委員は，地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項の規定により，指定金融機関及び収納代理金融機関又は出納

取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に対する検査の結果について、会計管理者又は市長若しくは公営企業管理者に対して報告を求めるものとする。

（実施通知）

第6条 監査又は検査を実施するに当たっては、特に必要がないと認める場合を除き、議会、執行機関、公営企業管理者その他の職員、法第199条第7項に規定するもの又は指定金融機関等で当該監査又は検査の対象とするものに対し、その旨を文書により通知する。

（資料の要求等）

第7条 監査等を実施するに当たっては、書類、帳簿、証書、設計図書その他の必要と認める資料の提出を求めるとともに、必要に応じ、説明を聴取する。

（実施方法）

第8条 監査等は、書類、帳簿、証書、設計図書その他の資料に基づき、照合、実査、立会い、確認、質問、分析、比較その他の手続のうちから監査等の種類、対象、効果等を考慮して適当と認めるものを選択して実施する。

2 前項の規定により選択した手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、内部統制の信頼性の程度等を考慮して、合理的な範囲の試査（監査等の対象とする事項の一部を抽出して調査し、その結果により全体の正否若しくは適否を推定する方法をいう。以下同じ。）又は精査（監査等の対象とする事項の全部にわたり精密に調査し、その正否若しくは適否を明らかにする方法をいう。以下同じ。）による。

3 監査（定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査及び公金の収納又は支払の事務に関する監査に限る。）、検査及び審査については、第1項の規定により選択した手続の適用は、原則として試査による。ただし、監査委員が必要と認める事項については、精査による。

4 試査により異常を発見した場合において、必要があると認めるときは、その事項については、試査の範囲を拡大し、又は精査による。

(陳述の聴取)

第9条 住民監査請求に基づく監査を実施するときは、特に必要がないと認める場合を除き、関係のある執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）の陳述を聴取する。

(講評等)

第10条 監査等の結果を決定するに当たり、当該監査等の的確かつ効果的な実施の見地から必要があると認めるときは、あらかじめ、当該監査等に基づき関係職員等に対する講評を行い、これに対する関係職員等の説明又は見解を聴取する。

(合理的基礎の確保)

第11条 監査等は、その対象とする項目に係る重要性、危険性その他の諸要素を十分に考慮して、合理的な基礎を得るまで実施するものとする。

第3章 監査等の結果

(監査等の結果の作成)

第12条 監査等の結果には、監査委員の責任の範囲を明らかにするために必要な事項を記載するものとする。

2 監査等の結果は、簡潔、明瞭、平易かつ正確に記載するものとする。

3 監査等の結果において指摘する事項は、合理的な基礎に基づくものとする。

(監査の結果等の告知禁止)

第13条 監査等の結果に関する内容は、監査委員がこれを決定し、報告の提出その他所要の措置を講じるまでは、監査委員及びその事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）以外の者に知らせてはならない。ただし、第10条の規定による講評を行うときその他監査等の実施のため必要があるときは、この限りでない。

(公表の形式)

第 14 条 法第 75 条第 3 項, 第 199 条第 9 項若しくは第 12 項後段又は第 242 条第 3 項後段, 第 4 項 (法第 252 条の 43 第 5 項において読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。) 若しくは第 9 項後段の規定による公表は, 監査公表の形式により, 京都市条例の公布等に関する条例第 6 条において準用する同条例第 2 条第 2 項に定めるところにより行う。

(監査の結果に基づく意見の公表)

第 15 条 法第 199 条第 10 項の規定により意見を提出したときは, これを同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告と併せて公表する。

(住民監査請求に基づく監査の結果等の取扱い)

第 16 条 法第 242 条第 4 項の規定により請求人(同条第 1 項の規定による請求人をいう。以下同じ。)に通知する事項 (以下本条において「監査結果」という。)は, 関係のある議会, 執行機関又は職員 (同条第 4 項の規定による勧告の対象とするものを除く。)に通知するものとする。

2 住民監査請求に基づく監査を実施した場合において, 当該監査の結果に基づき必要があると認めるときは, 本市の組織及び運営の合理化に資するため, 監査結果に添えて関係のある議会, 執行機関又は職員に意見を提出することがある。

3 前項の規定による意見の決定は, 監査委員の合議によるものとする。

4 第 2 項の規定により意見を提出したときは, これを監査結果と併せて請求人に通知するとともに公表する。

(事務の是正のための指導)

第 17 条 監査(住民監査請求に基づく監査及び職員の賠償責任に関する監査を除く。)を実施した場合において, 当該監査の結果に関する報告を提出し, 及び法第 199 条第 10 項の規定による意見を提出する以外に必要なと認めるときは, 当該監査

の結果に基づいて、事務の是正を図るための指導を補助職員に行わせることがある。

(措置に係る通知等の要請)

第 18 条 法第 199 条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出したときは、当該監査の結果に関する報告を提出した議会又は執行機関に対し、期限を定めて、同条第 12 項前段に規定する措置について、同項前段の規定による通知又は状況の報告を求めるものとする。

(住民監査請求の却下)

第 19 条 法第 242 条第 1 項の規定による請求があった場合において、当該請求が同項又は同条第 2 項の規定に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を文書により請求人に通知する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市監査委員協議会規程の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 項中「第 2 条」を「第 1 条」に改める。

(監査事務局第一課)